

## 浜松市とイオン株式会社との包括提携協定

浜松市(以下「甲」という。)とイオン株式会社(以下「乙」という。)は、一層の地域の活性化及び市民サービスの向上に向けて、相互の連携を強化することについて、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密に連携することにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、浜松市の一層の地域の活性化及び市民サービスの向上に資することを目的とする。

### (連携事項等)

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、連携して次の各号に掲げる事項について取り組むものとする。

- (1) 地域 WAON カードの活用に関すること
- (2) 「音楽の都・浜松」の推進に関すること
- (3) 商業・観光の振興及びシティプロモーションの推進に関すること
- (4) 環境対策、緑化推進に関すること
- (5) 災害対策、交通安全など市民の安全・安心の確保に関すること
- (6) 高齢者・障がいのある人の支援、子育て支援、健康増進・食育等に関すること
- (7) 市政情報の発信に関すること
- (8) 三遠南信地域連携の推進に関すること
- (9) その他、地域の活性化及び市民サービスの向上に関すること

2 甲及び乙(乙の指定する乙の関係会社を含む)は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上、決定する。

3 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができる。その場合、原則として、当該関係会社を当事者に加える契約により、各当事者の責任範囲を定めるものとする。

### (協定内容の変更)

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

### (期間)

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

(疑義等の決定)

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

平成 23 年 12 月 14 日

甲 : 浜松市中区元城町 103 番地の 2

浜松市長 鈴木 康友



乙 : 千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1

イオン株式会社

取締役 代表執行役社長 岡田 元世

